（熊本県職員等の給料月額の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第２条　熊本県職員等の給料月額の調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成７年熊本県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

附則第２項及び第３項を次のように改める。

２　平成15年１月１日（以下「新基準日」という。）の前日において給料の調整を行う職を占める職員のうち、同日に受ける給料月額（新基準日以後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会の定める給料月額。以下この項において「基礎給料月額」という。）及び基礎給料月額に基づき新基準日の前日におけるこの規則による改正後の熊本県職員等の給料月額の調整額に関する規則（以下この項及び附則第４項において「改正後の規則」という。）第３条の規定により算出した額の合計額から基礎給料月額と新基準日の前日に受ける職務の級及び号給（同日に受ける号給が附則別表第１の号給欄に掲げる号給である場合にあっては、同日に受ける号給の号数に当該号給欄に掲げる号給に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号給）の平成８年１月１日において適用される給料月額（新基準日の前日に受ける職務の級の号給が平成８年１月１日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数の号給又は同日における当該職務の級の最高の号給の号数を超えない号数の号給で同年４月１日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数のものである職員及び新基準日の前日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員並びに新基準日以後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。）との差額の２分の１を減じた額（以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。）が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎としてこの規則による改正前の熊本県職員等の給料月額の調整額に関する規則（附則第４項において「改正前の規則」という。）第３条の規定の例により得られる額の合計額（以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。）に達しない職員の給料の調整額は、改正後の規則第３条の規定にかかわらず、平成18年３月31日までの間において引き続き当該職又は当該職と改正後の規則別表第１の調整数欄に掲げる調整数（次項 から附 則第５項までにおいて「調整数」という。）が同一である職を占める間、同条の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表第２の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額とする。

３　新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員（新基準日以後に新たに職員となった者を除く。）の給料の調整額については、当該職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなして、前項の規定を準用する。

附則第４項中「前２項」を「附則第２項から前項まで」に改め、同項を附則第６項とし、附則第３項の次に次の２項を加える。

４　新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員（新基準日以後に新たに職員となった者に限る。）のうち、当該職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなした場合に、新たに職員となった日（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める日。以下この項において同じ。）に受ける職務の級及び号給の新基準日の前日において適用される給料月額（新たに職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員及び新たに職員となった日後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会の定める給料月額。以下この項において「みなし基礎給料月額」という。）及びみなし基礎給料月額に基づき新基準日の前日における改正後の規則第３条の規定により算出した額の合計額からみなし基礎給料月額と新たに職員となった日に受ける職務の級及び号給（新たに職員となった日に受ける号給が附則別表第１の号給欄に掲げる号給である場合にあっては、新たに職員となった日に受ける号給の号数に当該号給欄に掲げる号給に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号給）の平成８年１月１日において適用される給料月額（新たに職員となった日に受ける職務の級の号給が平成８年１月１日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数の号給又は同日における当該職務の級の最高の号給の号数を超えない号数の号給で同年４月１日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数のものである職員及び新たに職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員並びに新たに職員となった日後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。）との差額の２分の１を減じた額（以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。）が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎として改正前の規則第３条の規定の例により得られる額の合計額（以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。）に達しない職員の給料の調整額は、改正後の規則第３条の規定にかかわらず、平成18年３月31日までの間において引き続き当該職又は当該職と調整数が同一である職を占める間、同項の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表第２の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額とする。

５　新基準日の前日において給料の調整を行う職を占める職員で新基準日以後に調整数